

# 令和7年度補正予算 重点支援地方交付金の活用状況について

## 島根県美郷町

### ■実施状況

＜令和8年3月時点＞

交付限度額	1億1,625万円
うち令和7年度 交付決定額	3,500万円 (30%)
うち令和8年度 交付決定額	—円 (—%)
残額	8,125万円 (70%)

### ■主な事業概要 ※規模の大きい事業を最大5つ程度記載（詳細は別途実施計画をご覧ください）

#### 生活者支援

◆みさと。Pay 美肌県美肌町半額まつり～あったか温泉・グルメキャンペーン②～ 事業費：1,000万円 ※食料品特別加算を活用  
町民に対し、町内の飲食店利用の際に地域通貨である「みさと。Pay」で支払うと食事代の半額分をポイントバック（1人当たり5千円を上限）

◆美郷町給食食材費補助金（R7補正充当分） 事業費：4,440万円  
子育て世帯への経済的支援を目的として給食費の一部を負担し、児童生徒一人当たりの負担額を軽減する。（小学生1食あたり89円、中学生1食あたり101円）

#### 事業者支援

◆美郷町福祉事業所等電力・ガス・燃料・食料品等価格高騰支援金事業 事業費：1,170万円  
町内福祉事業所に対し、その負担の一部を支援することにより、事業所の安定的な運営を確保し、地域における福祉サービスの継続的な提供を図る。（令和6年度の事業所実績に基づく令和3年度から令和6年度までの対象経費の増加額の概ね1/2）

◆水稻次期作支援給付金事業 事業費：900万円  
物価高騰の影響を受ける農業生産者に対し、来期の水稻次期作支援を行う。（R7営農計画書に基づく水稻作付面積に対し、10aあたり5,000円の支援金を給付）

◆集落営農維持活性化事業給付金 事業費：460万円  
物価高騰の影響を受ける町内集落営農組織に対し、来期に向けた生産活動の支援を行う。（町内集落営農組織に対して定額給付）

※事業費の全部又は一部に本交付金を充当予定

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	みさとと。Pay美肌県美肌町半額まつり ～あったか温泉・グルメキャンペーン②～	①エネルギー価格・物価高騰の影響により町内での消費が落ち込み、町内商工業の売り上げも低迷している。地域通貨である「みさとと。Pay」を活用したポイント付与キャンペーンを実施することで、町内消費者の消費意欲を刺激し、町内商工業の活性化を図るもの。 ②委託料 10,000千円 ③町民に対し、町内の飲食店利用の際に食事代の半額分をポイントバック(1人当たり5千円を上限) ・5千円×1,000人=5,000千円(R7.12～R8.3) ・5千円×1,000人=5,000千円(R8.4～R9.3) ④町内商工業者及び利用消費者	R7.12	R8.3
2	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	美郷町ゼロカーボン促進事業補助金	①原油価格の高騰が続く中で、家庭・事業所に光熱費の負担を軽減するため、省エネ性能の高い空調設備および照明器具の購入費用等の支援を行う。 ②高効率の空調設備及び照明器具を導入する整備費用の一部 ③高効率の空調設備及び照明器具の導入に際し対象経費の1/2として概ね1件あたり空調設備150,000円×25件分×1/2、概ね1件あたり照明40,000円×20件×1/2 ④高効率の空調設備及び照明器具を導入する町民及び事業所	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	美郷町給食食材費補助金(R7予備費充当)	①物価高騰によりこれまでの予算内で十分な栄養価とエネルギーを確保したメニューと量を維持していくのが難しく、また子育て支援の一環として質の向上に取り組むために、保護者負担を求めめるのではなく、子育て世帯への経済的支援を目的として給食費の一部を負担し、児童生徒一人当たりの負担額を軽減する。 ②町内小中学校児童生徒給食費の補助 ③小学校児童 1食あたり給食費376円(保護者負担 200円+町補助金176円)の内、物価高騰・質向上分89円 中学校生徒 1食あたり給食費 417円(保護者負担 220円+町補助金197円)の内、物価高騰・質向上分101円 4,440千円(内訳 小学校 89円×12月までの実績20,458食+89円×147名×47日-6年生▲27食=2,433,260円、中学校 101円×12月までの実績14,907食+101円×1-2年生65名×50日+101円×3年生44名×39日=2,007,173円)うち3,124千円をR7予備費分、600千円をR7補正分に交付金を充当 ④町内小中学校児童生徒数:255名(内訳 小学校児童 146名・1月から147名、中学校生徒 109名)(教職員は除く)	R7.4	R8.3
4	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	美郷町福祉事業所等電力・ガス・燃料・食料品等価格高騰支援金事業	①エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町内福祉事業所に対し、その負担の一部を支援することにより、事業所の安定的な運営を確保し、地域における福祉サービスの継続的な提供を図る。 ②令和7年4月から令和8年3月までの1年間に要した経費のうち、令和3年4月から令和4年3月までの同期間に要した経費と比較して増加した額から、国・県等、町以外から受けた物価高騰対策に係る支援金等を差し引いた額を予算の範囲内で支援する。 ③令和6年度の事業所実績に基づく令和3年度から令和6年度までの対象経費の増加額は22,635千円となっている。 この増加額を基礎として、総務省が公表する消費者物価指数の動向を踏まえ、エネルギー価格や食料品価格の上昇を考慮し、物価上昇率3.0%を見込んで算定している。 また、本支援は物価高騰による影響を全額補填するものではなく、事業所の経営努力を前提とした負担軽減を目的としていることから、増加分の概ね2分の1相当額の11,700千円を積算額とする。 ④町内の福祉事業所(6法人)	R7.4	R8.3
5	④消費下支え等を通じた生活者支援	みさとと。Pay美肌県美肌町半額まつり ～あったか温泉・グルメキャンペーン①～	①エネルギー価格・物価高騰の影響により町内での消費が落ち込み、町内商工業の売り上げも低迷している。地域通貨である「みさとと。Pay」を活用したポイント付与キャンペーンを実施することで、町内消費者の消費意欲を刺激し、町内商工業の活性化を図るもの。 ②委託料 1,000千円 ③町民に限定し、町内の温泉施設利用ごとに入浴料の半額相当(400円と仮定)をポイントバック ・月平均利用町民415人×1.5倍×400円×4か月=1,000千円 ④町内商工業者及び利用消費者	R7.12	R8.3
6	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	水稲次期作支援給付金	①物価高騰の影響を受ける農業生産者に対し、来期の水稲次期作支援を行う。 ②補助金 9,000千円 ③R7営農計画書に基づく水稲作付け面積に対し、10aあたり5,000円の支援金を給付 ・5千円×18,000a=9,000千円 ④農業生産者	R7.12	R8.3
7	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	集落営農維持活性化事業給付金	①物価高騰の影響を受ける町内集落営農組織に対し、来期に向けた生産活動の支援を行う。 ②補助金 4,600千円 ③町内集落営農組織に対して定額200千円を給付する。 ・23組織×200千円=4,600千円 ④町内集落営農組織	R7.12	R8.3
8	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	指定管理施設カヌーの里おおち緊急省エネ化事業	①エネルギー価格等の高騰が続く中、指定管理施設であるカヌーの里の照明の高効率化及びLED化、高効率エアコンの設置を実施し、電気料金を削減することで、施設利用者への価格転嫁の抑制を図るとともに、環境負荷の削減を実現する。 ②照明LED化・高効率エアコン設置工事費 ③カヌー博物館第1展示室照明設置工事費 495千円 カヌー博物館エアコン設置工事費 2,101千円 管理棟・カヌー工房照明器具LED化工事費 1,259千円 ④指定管理者および町民	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	町内中学校緊急空調設備更新事業	①美郷町立大和中学校のミーティングルームは体育の授業の座学や部活動の控室にもなっており利用頻度が高い場所である。エネルギー価格高騰で電気代が高くなっている学校施設の省エネ推進のために老朽化してエネルギー効率の悪い空調設備を更新し、電気代の抑制につなげる。併せて機能強化による室温管理により生徒の学習環境を適切に保つことができる。 ②空調設備更新設計管理委・工事費 ③空調設備更新設計管理委託66千円、更新工事費1,430千円 ④町内中学校生徒	R7.4	R7.6
10	①食料品の物価高騰に対する特別加算	美郷町給食食材費補助金(R7補正充当分)	①物価高騰によりこれまでの予算内で十分な栄養価とエネルギーを確保したメニューと量を維持していくのが難しく、また子育て支援の一環として質の向上に取り組むために、保護者負担を求めるとはせず、子育て世帯への経済的支援を目的として給食費の一部を負担し、児童生徒一人当たりの負担額を軽減する。 ②町内小中学校児童生徒給食費の補助 ③小学校児童 1食あたり給食費376円(保護者負担 200円+町補助金176円)の内、物価高騰・質向上分89円 中学校生徒 1食あたり給食費 417円(保護者負担 220円+町補助金197円)の内、物価高騰・質向上分101円 4,440千円(内訳 小学校 89円×12月までの実績20,458食+89円×147名×47日-6年生▲27食=2,433,260円、中学校 101円×12月までの実績14,907食+101円×1・2年生65名×50日+101円×3年生44名×39日=2,007,173円)うち3,124千円をR7予備費分に、600千円をR7補正分に交付金を充当 ④町内小中学校児童生徒数:255名(内訳 小学校児童 146名・1月から147名、中学校生徒 109名)(教職員は除く)	R7.4	R8.3